

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 4 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施期間の延長を踏まえた
障害給付金に係る障害状態確認届（診断書）の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた障害給付金に係る障害状態確認届（診断書）の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた障害給付金に係る障害状態確認届（診断書）の取扱いについて」（令和3年1月18日付事務連絡）により示しているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施期間が延長されたことを踏まえ、別添「「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて」の一部改正について」（令和3年2月3日付年管管発0203第6号。以下「事業管理課通知」という。）により、障害基礎年金等の取扱いが一部変更されたことから、貴管下におかれては、事業管理課通知を踏まえ、確定給付企業年金における事業主及び企業年金基金に対しご指導願いたい。



年管管発 0203 第 6 号
令和 3 年 2 月 3 日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて」（令和 3 年 1 月 15 日付け年管管発 0115 第 3 号）により通知したところであるが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施期間が延長されることを踏まえ、その一部を別添のとおり改正したので通知する。

なお、市町村に対しては地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し添える。

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて（令和3年1月15日付け年管管発0115第3号）」の一部改正について（新旧対照表）
 （_____は改正箇所）

改 正 後	改 正 前
<p>一方、令和3年1月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、<u>新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を行い、その実施期間は令和3年1月8日から同年3月7日までとされている。</u>障害状態確認届の作成可能期間は3ヶ月間とされているところであるが、緊急事態宣言の対象となった地域に居住する障害年金受給権者等や、圏域をまたいで当該地域の医療機関を受診する障害年金受給権者等が、医療機関を受診できず、障害状態確認届に係る通常の手続を円滑に行うことができない場合も生じ得るものと想定される。</p>	<p>一方、令和3年1月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、<u>令和3年1月8日から同年2月7日までを実施期間として、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を行った。</u>障害状態確認届の作成可能期間は3ヶ月間とされているところであるが、緊急事態宣言の対象となった地域に居住する障害年金受給権者等や、圏域をまたいで当該地域の医療機関を受診する障害年金受給権者等が、医療機関を受診できず、障害状態確認届に係る通常の手続を円滑に行うことができない場合も生じ得るものと想定される。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 (1)又は(2)のいずれかに該当する者については、それぞれ(1)又は(2)で定める日（以下「一時差止め猶予期限」という。）までに障害状態確認届が提出された場合は、障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止めを行わないものとする。</p> <p>(1) 障害状態確認届の提出期限が令和3年2月末日である者 令和3年<u>4</u>月末日</p> <p>(2) 障害状態確認届の提出期限が令和3年3月末日 <u>又は同年4月末日</u>である者 令和3年<u>5</u>月末日</p>	<p>1 (1)又は(2)のいずれかに該当する者については、それぞれ(1)又は(2)で定める日（以下「一時差止め猶予期限」という。）までに障害状態確認届が提出された場合は、障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止めを行わないものとする。</p> <p>(1) 障害状態確認届の提出期限が令和3年2月末日である者 令和3年<u>3</u>月末日</p> <p>(2) 障害状態確認届の提出期限が令和3年3月末日である者 令和3年<u>4</u>月末日</p>
<p>(別紙) <u>(リーフレット（令和3年2月3日版）)</u></p>	<p>(別紙) <u>(リーフレット（令和3年1月15日版）)</u></p>

年管管発 0115 第 3 号
令和 3 年 1 月 15 日
一部改正 年管管発 0203 第 6 号
令和 3 年 2 月 3 日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて

障害の程度の審査が必要な障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等（以下「障害年金受給権者等」という。）は、厚生労働大臣が指定した年における誕生日の属する月の末日（以下「提出期限」という。）までに、障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書（以下「障害状態確認届」という。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。この提出がないときは、障害基礎年金、障害厚生年金等の支払が一時差止めとなる。

一方、令和 3 年 1 月 7 日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を行い、その実施期間は令和 3 年 1 月 8 日から同年 3 月 7 日までとされている。障害状態確認届の作成可能期間は 3 ヶ月間とされているところであるが、緊急事態宣言の対象となった地域に居住する障害年金受給権者等や、圏域をまたいで当該地域の医療機関を受診する障害年金受給権者等が、医療機関を受診できず、障害状態確認届に係る通常の手続を円滑に行うことができない場合も生じ得るものと想定される。

このため、今般の緊急事態宣言に係るこうした場合に対応するため、提出期限までに障害状態確認届が提出されない場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等について、下記のとおり取扱いとするので、通知する。

なお、市町村に対しては地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し添える。

記

- 1 (1)又は(2)のいずれかに該当する者については、それぞれ(1)又は(2)で定める日（以下「一時差止め猶予期限」という。）までに障害状態確認届が提出された場合は、障害基礎年金、

障害厚生年金等の支払の一時差止めを行わないものとする。

- (1) 障害状態確認届の提出期限が令和3年2月末日である者 令和3年4月末日
- (2) 障害状態確認届の提出期限が令和3年3月末日又は同年4月末日である者 令和3年5月末日

2 1の措置の対象となり得る者のうち、障害状態確認届の提出により障害の程度を審査した結果、障害基礎年金、障害厚生年金等の金額の改定又は障害基礎年金、障害厚生年金等の支給停止を行うべき者の取扱いは、以下のとおりであること。

- (1) 増額改定について

障害基礎年金、障害厚生年金等の増額改定は、提出期限の属する月の翌月分から行うこと。

- (2) 減額改定又は支給停止について

障害基礎年金、障害厚生年金等の減額改定又は支給停止は、一時差止め猶予期限の翌日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月分から行うこと。

3 機構は、ホームページでの広報や、別紙のリーフレットを用いた年金事務所等での説明等を通じて、障害年金受給権者等に対する1の措置の内容の周知を図ること。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 障害年金診断書の取扱いについて (令和3年2月3日)

- ▶ 障害年金を受給されている方は、提出期限までに、障害年金診断書を日本年金機構に提出していただく必要があり、期限までに提出されない場合は、通常は、障害年金の支払いが一時差止めとなります。
- ▶ 障害年金診断書の作成可能期間は3か月間とされていますが、緊急事態宣言（期間：令和3年1月8日～同年3月7日）の対象地域に居住する方や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する方が、医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができない場合も想定されます。
- ▶ このため、以下のとおり、障害年金診断書の提出についての特例措置を講じます。
 - ①提出期限が令和3年2月末日である方
令和3年4月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差止めは行いません。
 - ②提出期限が令和3年3月末日または4月末日である方
令和3年5月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差止めは行いません。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

